

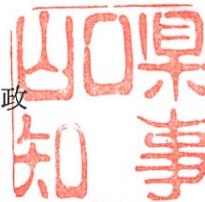
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県宇部市大字善和字下柿ノ木原789番地の6
氏 名 大塔興業株式会社
代表取締役 塔野功一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 8 年 1 月 21 日

許可の有効年月日 令和 14 年 11 月 15 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鋳さい、ばいじん、13号廃棄物、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上17種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和8年1月21日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物処理業 **廃止
変更** 届出書

令和8年3月26日

山口県知事 村岡 嗣政 様

届出者

住 所 宇部市大字善和字下柿ノ木原789-6
大塔興業株式会社
氏 名 代表取締役 塔野 功一郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0836) 62-1820

令和8年1月21日付け第03506060875号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止
変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	小型ダンプ 山口400あ2031 2.00 t	小型ダンプ 山口400あ2031 2.00 t
	普通ダンプ 山口100あ5767 3.55 t	普通ダンプ 山口100あ5767 3.55 t
	普通キャブ 山口 11ま3046 2.75 t	普通キャブ 山口 11ま3046 2.75 t
	大型ダンプ 山口130あ2890 9.00 t	大型ダンプ 山口130あ2890 9.00 t
	大型ダンプ 山口130あ2892 9.00 t	大型ダンプ 山口130あ2892 9.00 t
	大型ダンプ 山口130あ2893 9.00 t	大型ダンプ 山口130あ2893 9.00 t
	大型ダンプ 山口130い2894 9.00 t	大型ダンプ 山口130い2894 9.00 t
	大型ダンプ 山口130い2895 9.00 t	大型ダンプ 山口130い2895 9.00 t
	大型ダンプ 山口130い2896 9.00 t	大型ダンプ 山口130い2896 9.00 t
	大型ダンプ 山口130あ2898 9.00 t	大型ダンプ 山口130あ2897 9.20 t
	大型ダンプ 山口130あ2899 9.00 t	大型ダンプ 山口130あ2898 9.00 t
	大型ダンプ 山口130い2900 8.90 t	大型ダンプ 山口130あ2899 9.00 t
		大型ダンプ 山口130い2900 8.90 t
		(最大積載量変更) 大型ダンプ 山口130あ2897 8.60 t

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
該当なし		

廃止又は変更の理由

最大積載量の変更

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。